

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◇ 軽減税率の対象となる給食の金額基準

**Q** : 消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変更になったとか。どのように変わったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

消費税の軽減税率の対象になる給食の金額基準が、令和6年6月1日から一食当たり640円以下から670円以下に、1日累計1,920円までから2,010円までに変更されました。

対象となる施設は、次のとおりです。

- ① 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ② サービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全てに対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 特別支援学校の幼稚部又は高等部又は寄宿舎又は幼稚園の施設において、当該設置者が、幼児、児童又は生徒の全てに対して行う飲食料品の提供

